

居宅介護支援 契約書別紙（重要事項説明書）

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、佐渡市条例の規定に基づき、当事業所が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 庄やの里
主たる事務所の所在地	〒952-0015 佐渡市住吉126番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 平 辰
設立年月日	平成19年6月18日
電話番号	0259-24-7310

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所 親里	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒952-0015 佐渡市住吉126番地2	
電話番号	0259-24-7320	
指定年月日・事業所番号	平成20年10月 1 日	新潟県 1572201083
管理者の氏名	高橋洋子	
通常の事業の実施地域	佐渡市	

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 年末年始（12月31日から1月3日）は除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者（主任介護支援専門員）	1人	0人	1人
介護支援専門員	(兼務) 1人	0人	(兼務) 1人

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

6. 提供するサービスの内容と提供方法

（1）居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整

- ・利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題分析します。課題分析の結果を踏まえ、利用するサービス事業者などへ連絡調整を行い、介護サービスを利用するための居宅サービス計画を作成します。（アセスメント）
- ・居宅サービス計画の作成にあたり、ご本人やご家族がサービス事業者の選択ができるよう、複数の居宅サービス事業者の紹介をおこないます。また、居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス事業者などの選定理由について、ご本人の理解が得られるよう説明します。
- ・事業所が前6ヶ月の間に作成した居宅サービス計画における「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合などを別途資料にて説明します。（公正中立なケアマネジメントの確保）
- ・介護サービス事業者等が集まり、介護サービス計画の内容について話し合います。（サービス担当者会議）

（2）サービスの実施状況及び課題の把握

- ・少なくとも1ヶ月に1回は担当介護支援専門員がご自宅を訪問し、利用者の心身の状態やサービスの内容が適切かなどについて確認します。（モニタリング）

(3) 給付管理

- ・介護保険サービスが受けられる範囲や種類などについて調整します。また、サービスが計画通りに提供されたなどを確認の上、給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(4) 要介護認定の申請に係る援助

- ・利用者が要介護認定の更新申請や、状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう申請を代行します。また、その他必要な援助を行います。

(5) 介護保険施設等の紹介

- ・利用者が自宅での生活が困難になった場合や、利用者が介護保険施設などへの入所を希望した場合、介護保険施設などに関する情報を提供します。

7. 利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用者の自己負担はありません。ただし、保険料滞納などにより法定代理受領できない場合は、一旦1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料（法定代理受領できない場合）

【基本利用料】※利用料には特別地域居宅支援加算 基本利用料の15%が含まれています。

取扱要件	利用料 (1ヶ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（I - i） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護1.2	12,490円	無料	12,490円
	要介護3.4.5	16,230円		16,230円
居宅介護支援費（I - ii） 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護1.2	5,440円		5,440円
	要介護3.4.5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費（I - iii） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護1.2	3,260円		3,260円
	要介護3.4.5	4,220円		4,220円
居宅介護支援費（II）	指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムを活用し、かつ事務職員の配置を行っている事業所。			

居宅介護支援費（II - i） 〈取扱件数が 50 件未満〉	要介護 1.2	12,490 円	無 料	12,490 円
	要介護 3.4.5	16,230 円		16,230 円
居宅介護支援費（II - ii） 〈取扱件数が 50 件以上 60 件未満〉	要介護 1.2	5,270 円		5,270 円
	要介護 3.4.5	6,830 円		6,830 円
居宅介護支援費（II - iii） 〈取扱件数が 60 件以上〉	要介護 1.2	3,160 円		3,160 円
	要介護 3.4.5	4,100 円		4,100 円

○看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合も所定の要件を満たした場合、基本報酬の算定を行う場合があります。

(注 1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に居宅介護支援を提供した場合（初回月のみ）	3,000円
入院時情報連携加算（I）	利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※入院以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業時間外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2,500円
入院時情報連携加算（II）	利用者が病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日で	2,000円

	ない場合は、その翌日を含む。	
退院・退所加算 (I) イ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合	4,500円
退院・退所加算 (I) ロ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスの方法により1回受けた場合	6,000円
退院・退所加算 (II) イ	(I) イにおける情報提供を2回以上受けた場合	6,000円
退院・退所加算 (II) ロ	(II) イにおける情報提供のうち1回以上はカンファレンスにより受けた場合	7,500円
退院・退所加算 (III)	(I) イにおける情報提供を3回以上受け、そのうち1回以上はカンファレンスにより受けた場合	9,000円
通院時情報連携 加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	500円
緊急時等居宅カン ファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,000円

ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	4,000円
特定事業所加算Ⅰ	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合(1ヶ月につき)	5,190円
特定事業所加算Ⅱ		4,210円
特定事業所加算Ⅲ		3,230円
特定事業所加算A		1,140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定している事業所が、前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合。	1,250円
特別地域 居宅介護支援加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、居宅介護支援を行った場合。	上記基本利用料の15%を 加算
中山間地域における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が居宅介護支援を行った場合。	上記基本利用料の10%を 加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、居宅介護支援を行った場合。	上記基本利用料の5%を 加算

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)

特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合。	2,000円
業務継続計画未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されていない場合。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合。 	所定単位数の1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	所定単位数の1.0%を減算

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置 責任者：管理者 高橋洋子

10. 感染症及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- (4) 専任担当者の配置 責任者：管理者 高橋洋子

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 暴言・暴力・ハラスメントに関する事項

利用者、利用者家族、関係者によるハラスメント行為により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合には、サービス提供の中止や契約を解除する事もあります。

14. 医療との連携

- ・居宅介護支援事業所と入院先医療機関との情報連携を早期から行うため、利用者が入院した場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えるよう協力を求めます。
- ・介護支援専門員は指定居宅サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは当該利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他、心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画書を作成した際には当該居宅サービス計画書を主治の医師等に交付します。

15. 秘密保持と個人情報の保護について

当事業所がサービスを提供する際に、利用者や家族に関して知り得た情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。

16. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0259-24-7320 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	佐渡市高齢福祉課介護保健係	電話番号 0259-63-3790
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- ・介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

18. 担当の介護支援専門員

氏名：高橋洋子

連絡先：0259-24-7320

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住 所 佐渡市住吉 126 番地 2

事業者（法人）名 社会福祉法人 庄やの里

代表者職・氏名 理事長 平 辰 印

説明者職・氏名 管理者 高橋洋子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

氏 名 印

本人との続柄

居宅介護支援重要事項説明書

氏名

様